

豪雨による被災者への支援制度を紹介します 2011. 8. 25

日本共産党江南市議団

今回の豪雨により被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。

現時点で利用できる諸制度についてご案内いたします。

少しでもお役にたてば幸いです。

なお具体的なことについては遠慮なく相談してください。

1. まず被災証明書の申請をしてください。

災害に対するすべての申請に被災証明書が必要となります。

申請は、江南市防災安全課（江南市役所 54-1111 内線305）

申請を受け付けると、市が現地確認をして証明書を発行します。

車の浸水によるものについては、車検証、車の写真等が必要となりますが

詳しいことは、防災安全課または党議員団にお問い合わせください。

2. 見舞金の支給

床上浸水の被害を受けた世帯に 1件 30,000円が支給されます。

（居住用住宅・店舗・事務所・工場）

* 床上浸水の世帯については、固定資産税、市県民税、国民健康保険税等が減免の対象となります。詳しいことは議員団にお問い合わせください。

・市からは見舞金の支払い時に詳しい資料が届けられます。

3. 水害により使用できなくなった畳・家財等の処分の手数料が免除されます。

床上だけではなく、倉庫などにあつたものも対象となります。

* 事業系は対象になりません。

4. 汲み取り便槽のし尿汲み取り料は無料です。

* 浄化槽は対象外です

3. 4についての問い合わせは、

環境事業センター 54-1111（内線257）または56-4436

5. 災害融資にかかる利子補給補助制度

被害を受けた住宅等建物の災害復旧または災害防止工事を行うために必要な資金を市内金融機関から借りた場合、その融資にかかる利子の一部を市が補助します。

融資にかかる相談は、産業振興課 54-1111（内線336）

6. 自動車取得税の減免

災害により使用不能となった自動車（被災自動車）を買い替える場合、被災自動車の自動車取得税が免除となります。

問い合わせは、名古屋東部県税事務所 052-953-7865

7. 個人事業税の減免

災害により、事業用資産や住宅・家財に損害が生じた場合、被害の程度によって、個人事業税が減免されます。

問い合わせは、東尾張県税事務所 0568-81-3197

8. 所得税の減免（確定申告）

確定申告を行うことで、所得税法の雑損控除等の減免を受けることができます。車の修理や、家屋の修復、畳等の買い替えに要した費用等が雑損控除の対象となります。

修理にかかった費用などの領収書は必ず保管しておきましょう。

*ただし保険で補てんされた金額は、控除の対象になりませんのでご注意ください。

税についての問い合わせは、税務課 54-1111（内線263）

小牧税務署 0568-72-2111

*江南市のホームページ「災害時の支援制度」も参照してください。

日本共産党議員団

森 ケイ子 TEL 57-2753

東 よしき TEL 54-7977

かけのまち子 TEL 53-7727

留守の時は、
留守電にメッセージを！